

野村地区肱川周辺水辺まちづくり計画

令和2年11月

西予市

目次

第1章 はじめに	1
第2章 西予市及び野村地区の概要	2
1. 西予市野村地区の概要	2
2. 肱川の概要	3
3. 平成30年7月豪雨における野村地区の浸水被害	4
第3章 のむら復興まちづくり計画の概要	5
1. 計画の役割・性格等	5
(1) 西予市復興まちづくり計画における「野村地区の復興方針」に基づく計画	5
(2) 市民の視点で作りに上げた計画	5
2. のむら復興まちづくり計画の概要	6
(1) のむら復興まちづくりの目標	6
(2) のむら復興まちづくりの体系	6
(3) のむら復興まちづくり計画の概要	7
第4章 野村地区肱川周辺水辺まちづくり計画	11
1. 計画の役割	11
2. 計画の対象区域	14
3. 河川沿いの空間の整備方針	15
4. 河川沿いの空間の整備計画	16
(1) 乙亥 ^{おと} ・まちなかエリア	16
(2) レクリエーションエリア	19
(3) 自然と憩いのエリア	22
(4) 三嶋神社周辺エリア	25
(5) 全体計画図	28
5. 維持管理・運営管理の基本方針	30
参考	32
1. のむら復興まちづくりデザインワークショップ アクション編の開催経緯	32

第1章 はじめに

野村町野村地区は、平成30年7月豪雨災害にて5名の死者、919件の建物被害を出すなど、甚大な人的・物的被害が発生しました。

災害を乗り越え、誇りを持てる西予市をめざすため、平成31年3月に「西予市復興まちづくり計画」が策定されました。

その計画の中で、野村地区の復興方針の一つとして「市民、行政、学識者等との協働（総働）による未来へ飛躍する復興の実現」が掲げられ、地域の発展につながる復興まちづくりのあり方について、住民と行政、大学等が共にアイデアを出し合う場（ワークショップ）を設け、野村地区の将来像を描いていくことが位置付けられています。

その具体化の取組として、愛媛大学・東京大学の協力を得ながら「のむら復興まちづくりデザインワークショップ」を6回開催し、市民の視点で野村地区の将来像等について話し合いを進め「のむら復興まちづくり計画」としてとりまとめました。

さらに、「のむら復興まちづくりデザインワークショップ（アクション編）」を4回開催し、「のむら復興まちづくり計画」で位置づけた、河川沿いの魅力ある空間整備についての基本設計について検討しました。

本計画は、「のむら復興まちづくりデザインワークショップ（アクション編）」で検討した基本設計の成果を踏まえ、まちづくりと連携した水辺空間の創出を図ることを目的としてとりまとめたものです。

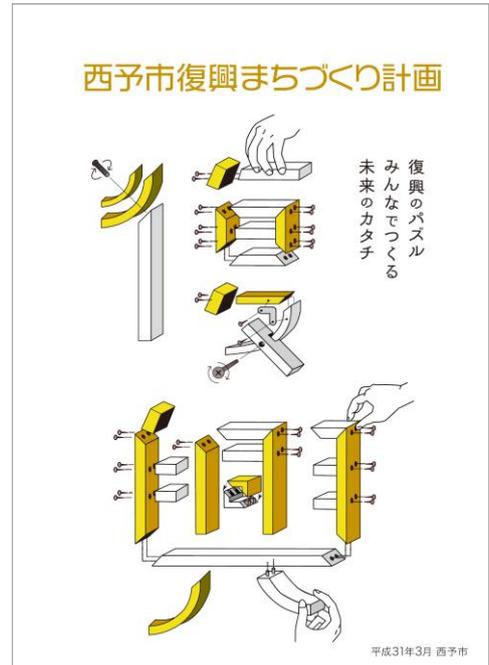


図 西予市復興まちづくり計画

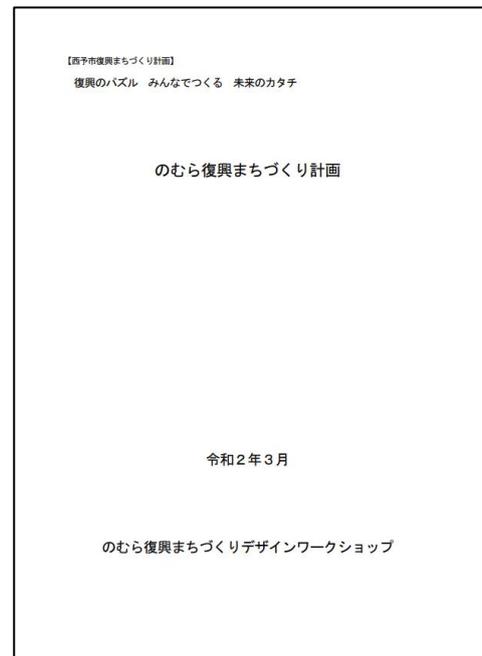


図 のむら復興まちづくり計画

第2章 西予市及び野村地区の概要

1. 西予市野村地区の概要

西予市は、愛媛県の南部、南予地方の中心に位置し、北は八幡浜市、大洲市、内子町、久万高原町に、南は宇和島市、鬼北町に、東は高知県に接しています。市の面積は514.34km²と広大であり、東部の四国山地のカルスト台地から、西部の宇和海に接する海岸まで標高差約1,400mに及ぶ変化に富んだ地形で、豊かな自然と優れた景観を有しています。

野村地区は、平成16年(2004年)の合併前の旧野村町の中心市街地であり、野村地域及び城川地域の生活拠点として、生活サービス施設が集積しています。

旧野村町は、畜産及び養蚕で栄え、「ミルクとシルクのまち」として発展してきました。地域内には、「四国西予ジオパーク」を代表する「四国カルスト」である大野ヶ原があり、豊かな自然に囲まれた地域です。

野村地区は、毎年乙亥^{おとい}大相撲と呼ばれる相撲大会が乙亥^{おとい}会館で開催されるなど、相撲を文化とした取組が行われています。

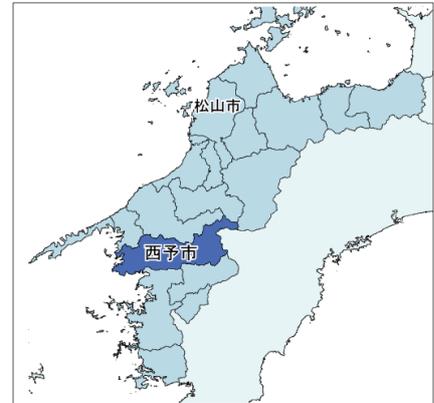


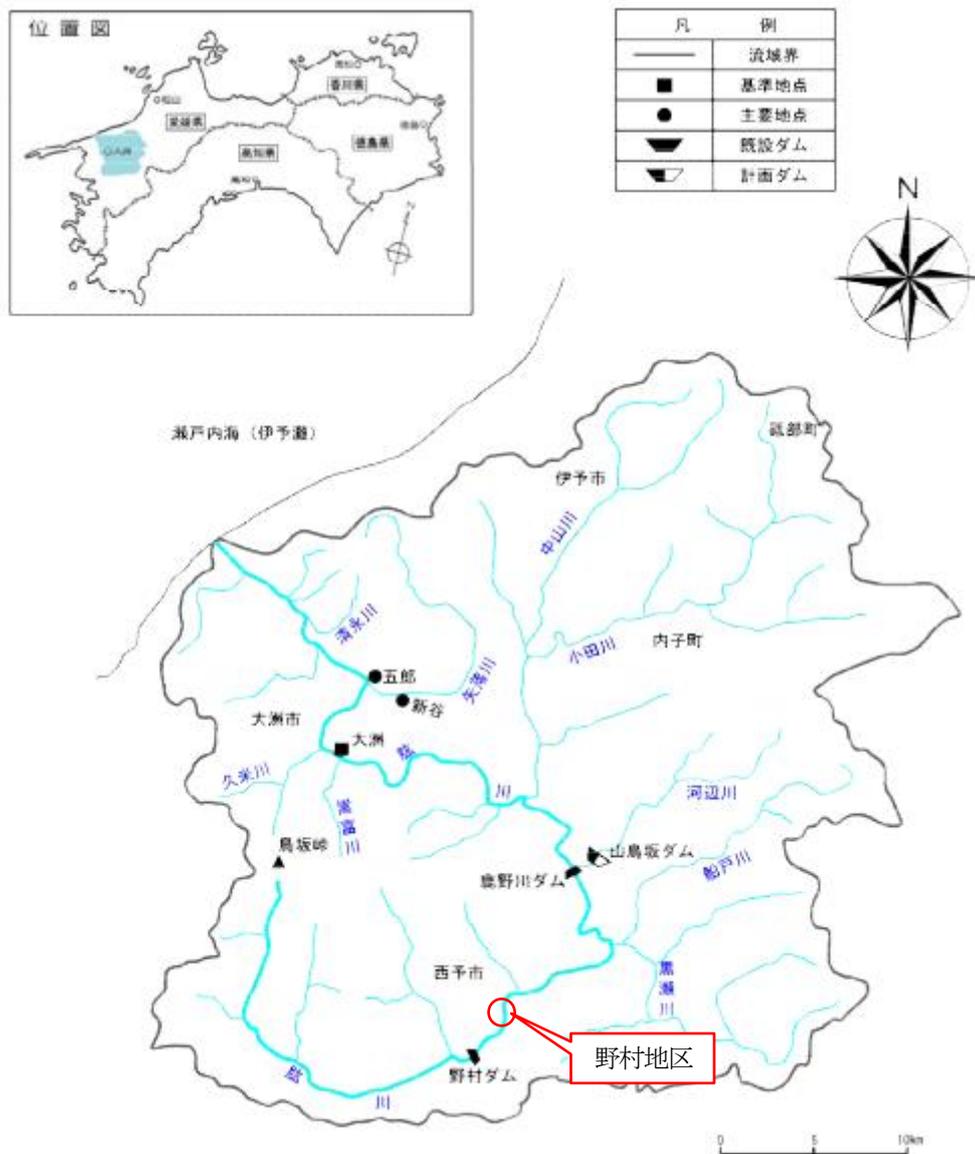
図 西予市の位置

2. 肱川の概要

肱川は、愛媛県の西南部に位置し、その源を愛媛県西予市の鳥坂峠（標高 460m）に発し、途中、四国山地の 1,000m を越す標高部を源流とする小田川、船戸川など数多くの支川を合わせながら大洲盆地を貫流して、伊予灘に注いでいます。

肱川は、その名が示すように中流部において“ひじ”のように大きく曲がっており、幹川流路延長 103km に対して、源流から河口までの直線距離はわずか 18km となっています。

野村地区は、肱川の上流部の野村ダムの下流に位置しています。



資料：肱川水系河川整備計画(変更原案)（令和元年9月27日修正）
国土交通省四国地方整備局 愛媛県

図 肱川流域図

3. 平成 30 年 7 月豪雨における野村地区の浸水被害

活発な梅雨前線の影響により、野村ダム上流域の2日間の累加雨量が計画規模（100年に1度の大雨を想定）の降雨量を大幅に超過する事態が発生しました。野村ダムでは、事前に水位を低下させ、通常の洪水調節容量350万 m^3 に250万 m^3 を加えた600万 m^3 の容量を確保し備えを行っていました。

6日22時には、防災操作（洪水調節）を開始し、7日6時20分より異常洪水時防災操作を開始し、7日7時50分に最大ダム流出量を記録し、13時には異常洪水時防災操作を終了しました。このような防災操作（洪水調節）の結果、約650万 m^3 の洪水を貯留しました。

しかしながら、降雨量の急激な増加等によって、流入量が計画規模を大幅に上回り、ダムの管理開始以降の既往最大であった806 m^3/s （昭和62年）の約2.4倍となる1,942 m^3/s のダム流入量は、ダムの貯留能力を大幅に超える洪水であったため、入ってくる水をそのまま流下させる操作を強いられ、流出量は過去最大である1,797 m^3/s を記録し、野村町野村地区に大規模な浸水被害が発生しました。



資料：西予市復興まちづくり計画（平成31年3月 西予市）

図 野村地区の浸水区域

第3章 のむら復興まちづくり計画の概要

1. 計画の役割・性格等

(1) 西予市復興まちづくり計画における「野村地区の復興方針」に基づく計画

「西予市復興まちづくり計画」(平成31年3月)では、野村地区の復興方針として、以下の4点が掲げられています。

- ①生活の基盤となる安心・安全なまちづくり
- ②安心・安全に暮らせる住まいの早期確保
- ③市民、行政、学識者等との協働(総働)による未来へ飛躍する復興の実現
- ④人と人のつながりを活かし復興の輪を広げる

この「のむら復興まちづくり計画」は、「③市民、行政、学識者等との協働(総働)による未来へ飛躍する復興の実現」の具体的な取組みの第一歩となるものです。

(2) 市民の視点で作上げた計画

のむら復興まちづくり計画は、愛媛大学・東京大学の協力のもと、野村地区内自治会や各種団体等の代表者、公募による市民、野村高校の生徒が参加した「のむら復興まちづくりデザインワークショップ」を開催し、検討してきました。

野村に住む地域の人たちが描いた、野村の将来像を形にしたものであり、“夢”や“理想”の姿を語っている部分もありますが、『これまでののむら』を守り、『新しいのむら』を創り出す計画となっています。

本計画を進めていくには、誰が、いつ、どのように進めていくかが重要になります。地域住民や各種団体、行政等が、それぞれの立場で出来ることを模索し、より良いのむらの実現に向けた道標となる役割を担う計画となります。



図 ワークショップの開催状況

2. のむら復興まちづくり計画の概要

(1) のむら復興まちづくりの目標

「のむら復興まちづくりデザインワークショップ」では、「野村で残したい思い出」を守る（取り戻す）とともに、「野村で実現したい暮らし」に向けた歩みを進めるため、以下の4つのテーマを掲げて話し合いを行い、それぞれのテーマから、のむら復興まちづくりの目標像を以下のように定めています。

テーマ①肱川とその周辺の整備・活用

→ **肱川と共に生きる**

テーマ②商店街の活性化

→ **野村の住民だけでなく、地域外からも野村に来たくなるような商店街を創る**

テーマ③野村の文化の継承と観光

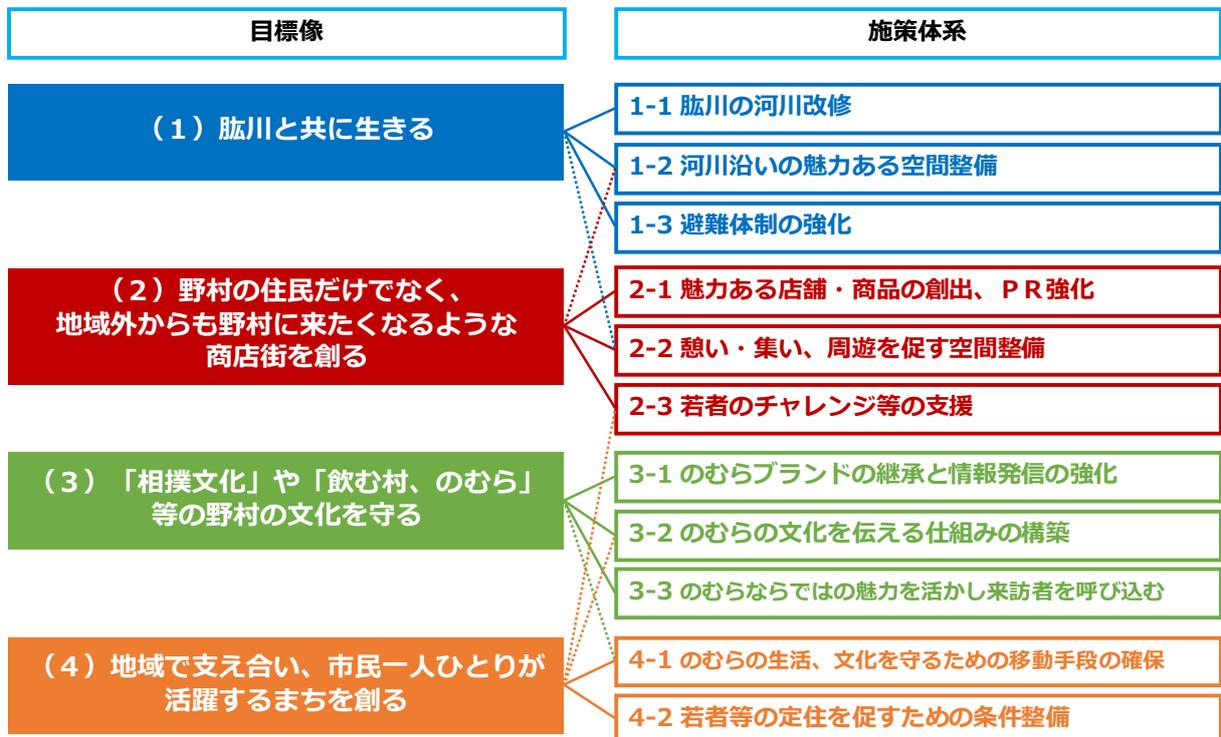
→ **「相撲文化」や「飲む村、のむら」等の野村の文化を守る**

テーマ④日常生活サービスの維持・更新

→ **地域で支え合い、市民一人ひとりが活躍するまちを創る**

(2) のむら復興まちづくりの体系

のむら復興まちづくりの施策体系は、以下のように設定されています。



このうち、本計画と関連する、「1-1 肱川の河川改修」及び「1-2 河川沿いの魅力ある空間整備」の概要を示します。

(3) のむら復興まちづくり計画の概要

(1) 肱川と共に生きる

過去の魚釣りや水遊び等で親しみのあった肱川（宇和川）のような、親しみや潤いのある河川空間を創ります。

1-1 肱川の河川改修

- ・国土交通省四国地方整備局及び愛媛県が公表した「肱川水系河川整備計画【中下流圏域】」（令和元年12月）に基づく河川整備の早期実現を要望していきます。

【ワークショップでの主な意見】

- 安心・安全の確保が検討の前提となる
- 河川整備が決まらないと、周辺整備も進まない 等

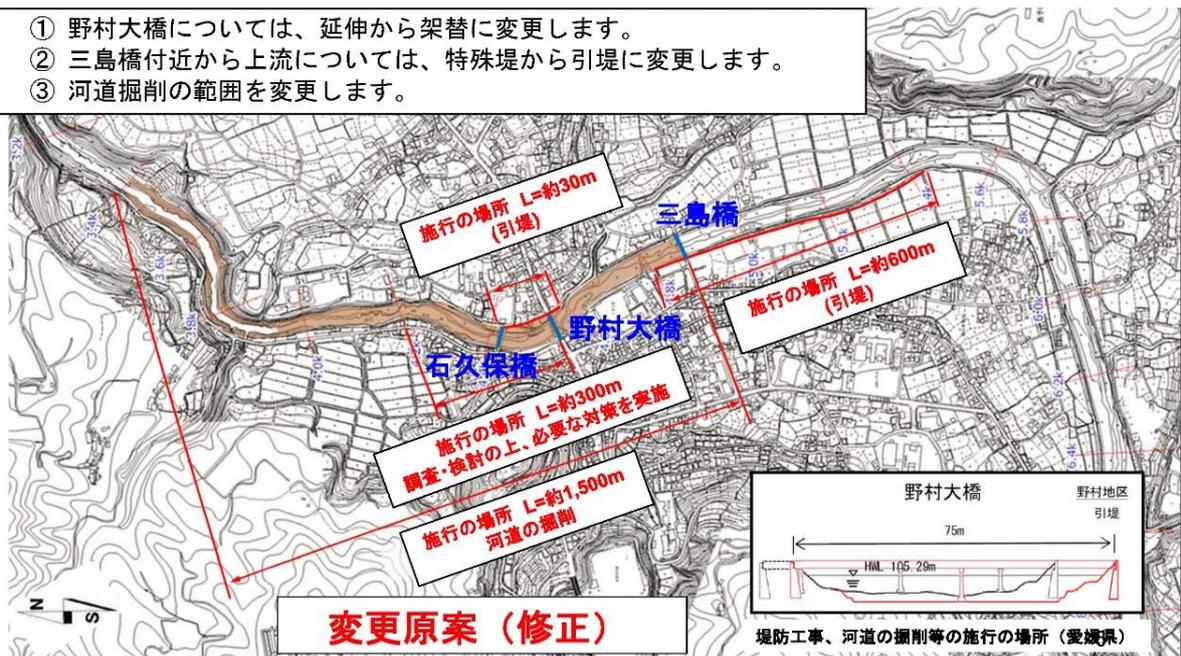
肱川水系河川整備計画変更原案(修正)のポイント

つながる肱川

【ポイント】

西予市野村地区の区間は、下記のとおり河川工事の内容を修正し、より安全で親しみやすい河川改修をめざします！

- ① 野村大橋については、延伸から架替に変更します。
- ② 三島橋付近から上流については、特殊堤から引堤に変更します。
- ③ 河道掘削の範囲を変更します。



	主な役割（案）
住民、地域等	・河川整備への参画
西予市	・河川整備の推進に向けた関係機関との調整 ・河川沿いの空間整備との調整
国、県	・河川整備の推進

1-2 河川沿いの魅力ある空間整備（ワークショップでの検討）

・河川改修を踏まえつつ、「のむら復興まちづくりデザインワークショップ」で議論を進めてきた、河川沿いにおける魅力的で地区の特性を活かした空間整備に取り組みます。

【ワークショップでの主な意見】

- 商店街と乙亥・まちなかエリアを結ぶ仕組みを考える
- 平成30年7月豪雨時の浸水区域となっており、安全への配慮が必要である
- 平成30年7月豪雨時の最大浸水深がわかる標識等を整備する
- 3×3（3人制バスケット）などのスポーツが楽しめる場所を整備する
- 浸水の危険性があることから遊水地となる空間とする 等



図 肱川の河川沿いの空間整備・利用案（ワークショップでの意見）

	主な役割（案）
住民、地域等	・ゾーンごとの整備方針（案）整備案の実現に向けた民間施設等の整備 ・維持管理への参画
西予市	・ゾーンごとの整備方針（案）整備案の実現に向けたハード整備
国、県	・ゾーンごとの整備方針（案）整備案の実現に向けたハード整備

■ゾーンごとの整備方針（案）

【乙亥・まちなかエリア】

- ・計画地の拠点として、乙亥会館の充実や商店街と一体となった空間の整備等をめざします。

【ワークショップでの主な意見】

- 計画地の中心となるエリアであり“野村ならではの”温泉を整備する
- 商店を再開、新規開業した人を始め、商店街を支えるために、人が自然に訪れる仕組みを考える 等

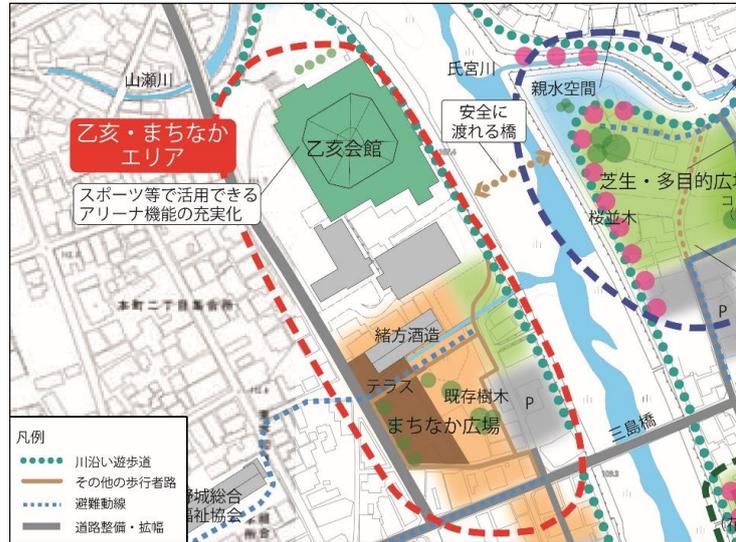


図 乙亥・まちなかエリアの空間整備・利用案（ワークショップでの意見）

【レクリエーションエリア】

- ・幅広い世代が集い・楽しめるスポーツ空間の形成を図るとともに、イベント時の駐車場等として利用可能な空間の確保等をめざします。

【ワークショップでの主な意見】

- 管理施設は垂直避難が可能な高さにする
- 3×3 (3人制バスケット) などのスポーツが楽しめる場所にする 等

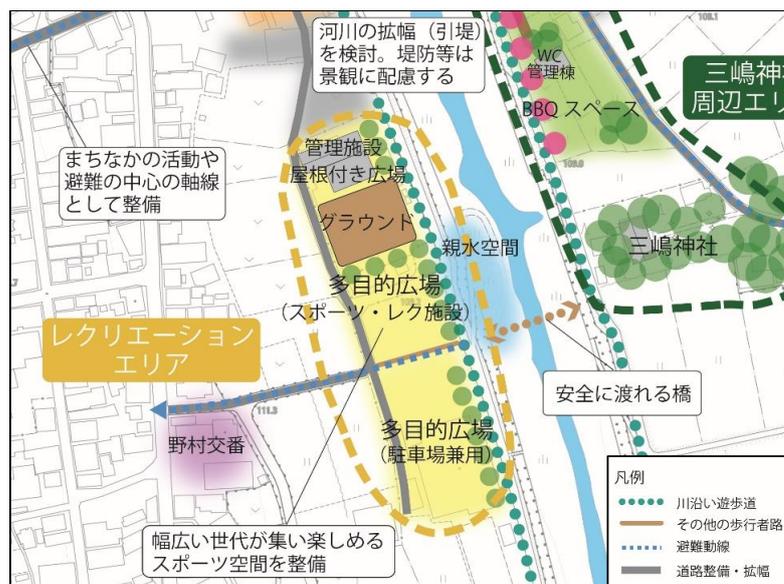


図 レクリエーションエリアの空間整備・利用案（ワークショップでの意見）

【自然と憩いのエリア】

- ・ 肱川と氏宮川^{うじみや}の合流地点に親水空間の形成を図るとともに、多目的に活用できる空間の整備等をめざします。

【ワークショップでの主な意見】

- 「ここまで浸水した」といった石碑やモニュメント等をつくる
 - 洪水の際に、避難できる施設を安全な場所に確保する
 - 利用者が管理するような仕組みも検討する
- 等



図 自然と憩いのエリアの空間整備・利用案（ワークショップでの意見）

【三嶋神社周辺エリア】

- ・ バーベキュー等の様々な住民ニーズに対応可能な空間の確保等をめざします。

【ワークショップでの主な意見】

- 野村高校の教育ファームの取組みを行う場所とする
- 等



図 三嶋神社周辺エリアの空間整備・利用案（ワークショップでの意見）

第4章 野村地区肱川周辺水辺まちづくり計画

1. 計画の役割

野村地区では、平成30年7月豪雨による被害を受け策定された「のむら復興まちづくり計画」のもと復興まちづくりが進められています。

このため、野村地区における防災性の向上を目的とした都市防災総合推進事業、居住環境の向上を目的とした小規模住宅地区改良事業、都市機能の向上に資する公共施設の誘導・整備により持続可能で強靱な都市構造への再編を図るため、都市構造再編集集中事業等を実施します。

この「野村地区肱川周辺水辺まちづくり計画」は、肱川周辺の水辺の空間における整備方針及び整備計画を定め、各種事業の実施により野村地区の復興まちづくりの実現をめざします。

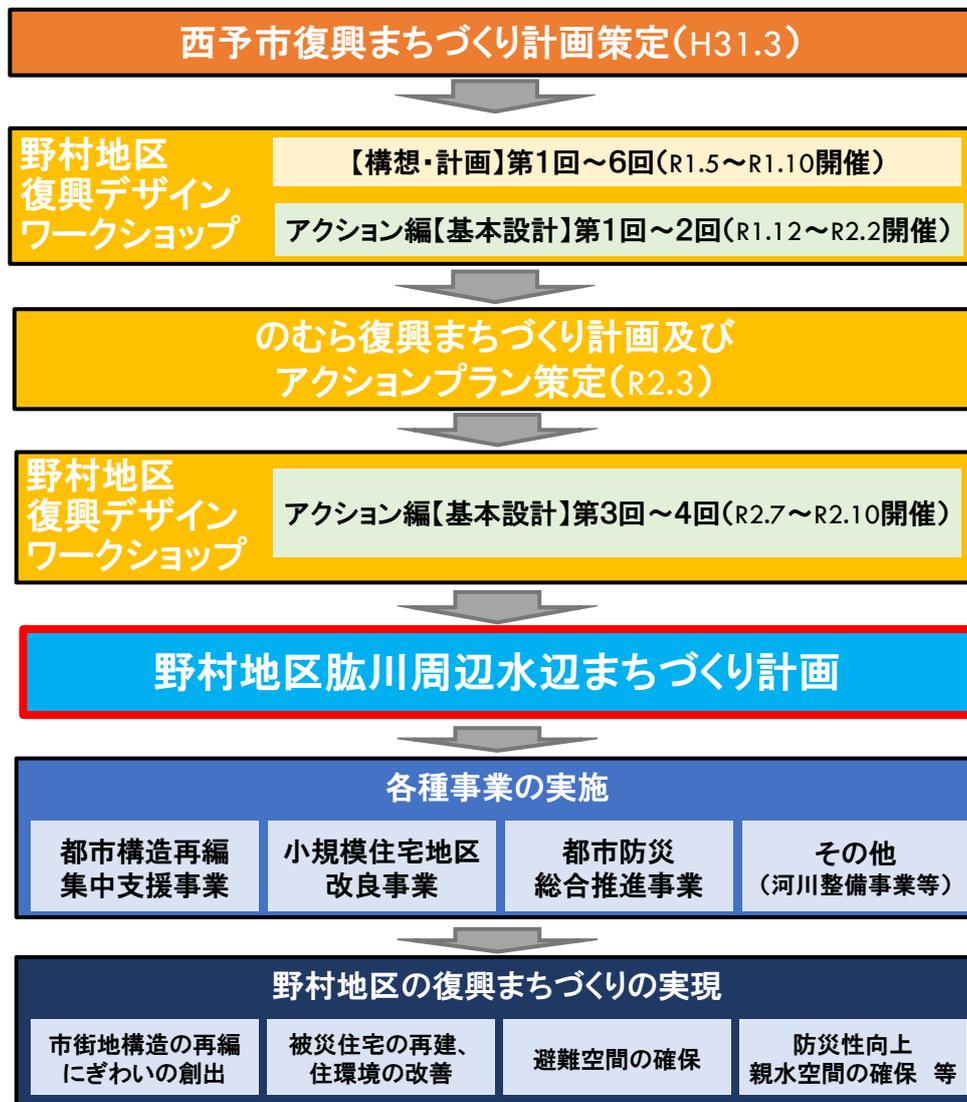


図 計画の位置づけ

(参考)都市構造再編集集中支援事業の概要

都市構造再編集集中支援事業(個別支援制度)の概要

○「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体:市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等
 国費率:1/2(都市機能誘導区域内)、45%(居住誘導区域内等)

対象事業

<市町村、市町村都市再生協議会>

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画(都市再生整備計画)に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するもの

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設(緑地、広場、地域防災施設等)、高質空間形成施設(歩行支援施設等)、高次都市施設、都市機能誘導区域内の誘導施設(医療、社会福祉、教育文化、子育て支援施設)※、土地区画整理事業等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業(社会実験等)、地域創造支援事業(市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業)

<民間事業者等>

○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※の整備
 ※ただし、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額(補助対象事業費の2/3)に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。



※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区を除く市町村及び当該市町村の民間事業者等を支援対象とする。

施行地区

○都市再生整備計画の区域が立地適正化計画の「都市機能誘導区域内」及び「居住誘導区域内」に定められている地区

ーただし、次の市町村を除く※1。

- ・都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村
- ・市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村

※1 令和3年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。

ーなお、次の区域を施行地区に含むことができる。

- ・水辺とまちが融合した良好な空間形成を推進する計画(以下「水辺まちづくり計画」という。)がある場合は、都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する水辺の区域※2
- ※2 交付対象事業は水辺まちづくり計画に位置付けられている事業等に限り(災害リスク等の観点から居住誘導区域外での整備が不適切な建築物及び災害時に使用する施設等の整備を除く)。
- ・空き地等が発生して外部不経済が発生する可能性がある市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している区域※3

※3 交付対象事業は緑地等の整備に限る。

出典:国土交通省ホームページ

(参考)小規模住宅地区改良事業の概要

小規模住宅地区改良事業

1. 目的

不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、住環境の改善を図るため、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設、建築物の敷地の整備等を行い、もって公共の福祉に寄与する。

2. 根拠

小規模住宅地区等改良事業制度要綱
 (平成9年住宅局長通達)

3. 地区指定の要件

- ・面積要件 なし
- ・不良住宅戸数 15戸以上
 ※過疎地における激甚災害に係る事業の場合は5戸以上に要件緩和)
- ・不良住宅率 50%以上
- ・住宅戸数密度要件 なし

4. 補助対象

(補助率)

- ・不良住宅の買収・除却 (1/2)
- ・小規模改良住宅整備 (2/3)
- ・用地取得 (1/2)
- ・公共施設・地区施設整備 (1/2)
- ・津波避難施設等整備 (1/2)



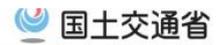
小規模住宅地区改良事業実施事例



出典:国土交通省ホームページ

(参考) 都市防災総合推進事業の概要

都市防災総合推進事業の概要



避難地・避難路等の公共施設整備や、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

○ 都市防災総合推進事業の概要

事業主体：市町村、都道府県等

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1 / 3
②住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1 / 3
③地区公共施設等整備	・地区公共施設（避難路、避難地（避難地に設置する防災施設を含む）） ・地区緊急避難施設（指定緊急避難場所（津波避難タワー等）、避難場所の機能強化（防災備蓄倉庫、非常用発電等））	用地：1 / 3 工事：1 / 2 ※1
④都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1 / 3 工事 1 / 2
⑤木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	1 / 3
⑥被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設 ・地区緊急避難施設	1 / 2
※激甚災害被災地	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1 / 3

※1：南海トラフ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2 / 3

○ 地区要件

施行地区	要件
	<事業メニュー①～③> 災害の危険性が高い区域（浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域（地域）等）を含む市街地、大規模地震発生の可能性の高い地域※2、重点密集市街地を含む市、DID地区
	<事業メニュー④> 大規模地震発生の可能性の高い地域※2、重点密集市街地を含む市、DID地区、三大都市圏既成市街地、政令市、道府県庁所在地
	<事業メニュー⑤> 重点密集市街地
	<事業メニュー⑥> 激甚災害による被災地

※2：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域



出典：国土交通省ホームページ

2. 計画の対象区域

本計画の対象区域は以下の通りです。

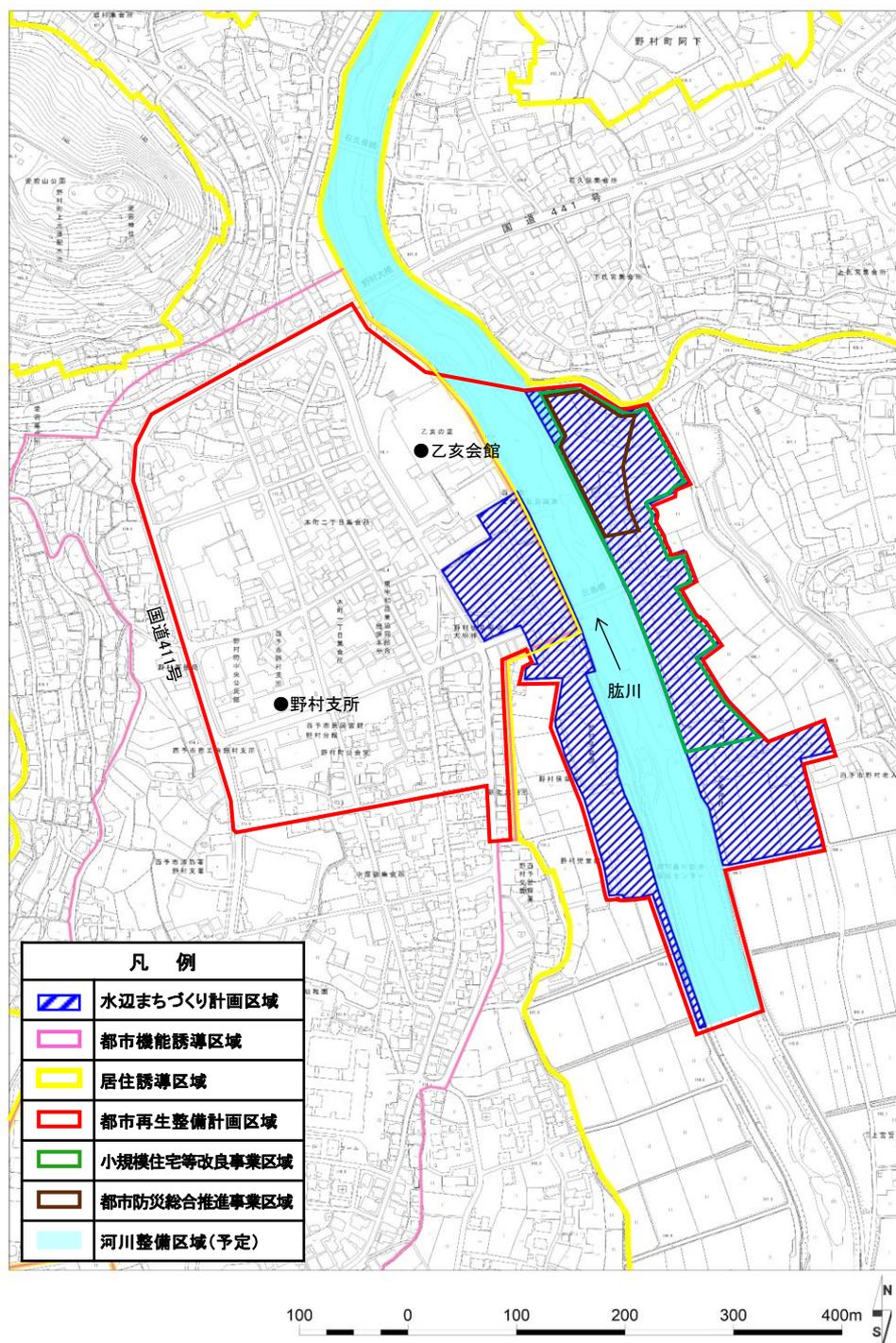
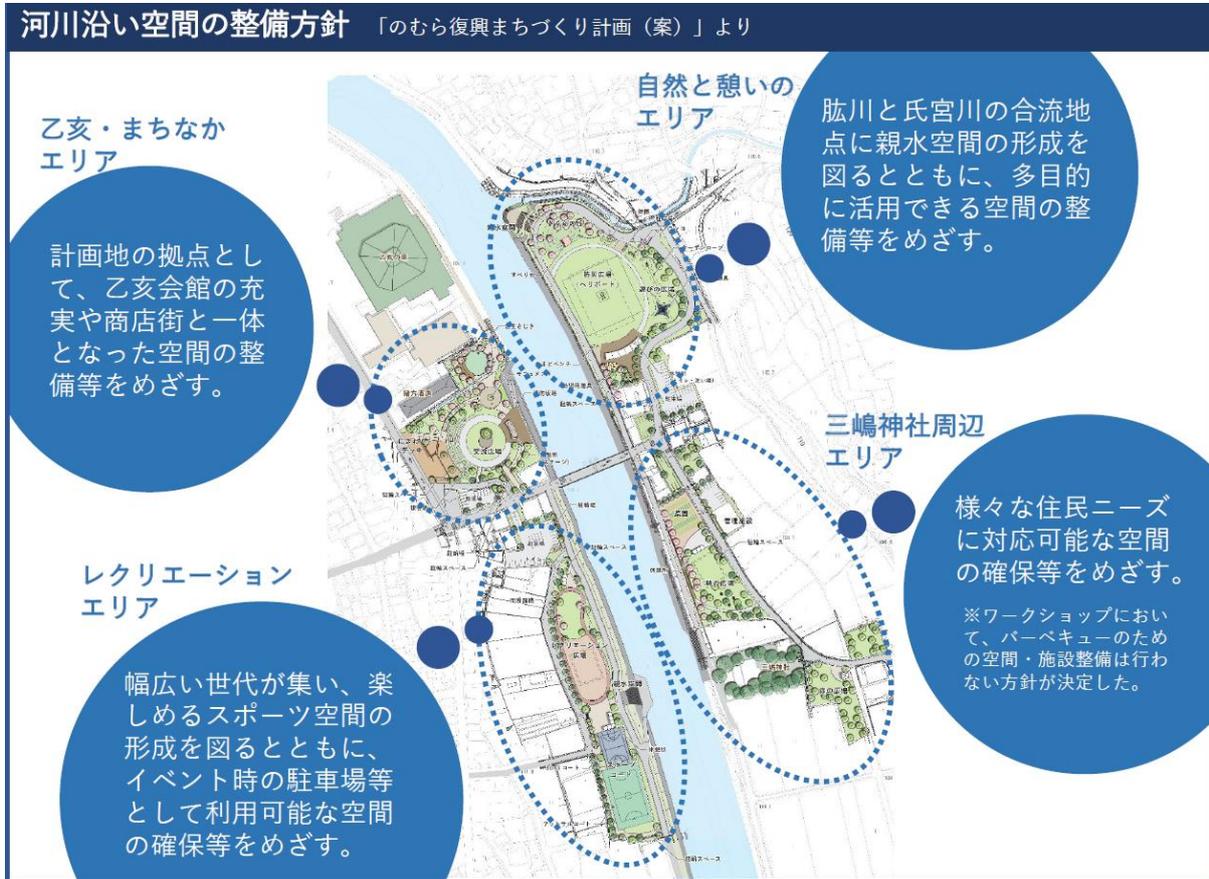


図 水辺まちづくり計画区域

3. 河川沿いの空間の整備方針

「のむら復興まちづくり計画(案)」を踏まえ、各エリア別に河川沿いの空間整備の方針を設定します。



区 域	整備方針
おとい 乙亥・まちなかエリア	おとい 計画地の拠点として、乙亥会館の充実や商店街と一体となった空間の整備等をめざします
レクリエーションエリア	広い世代が集い、楽しめるスポーツの空間の形成を図るとともに、イベント時の駐車場として可能な空間の確保等をめざします
自然と憩いのエリア	うじみや 肱川と氏宮川の合流地点に親水空間の形成を図るとともに、多目的に活用できる空間の確保等をめざします
三嶋神社周辺エリア	三嶋神社と一体となり地区の緑の拠点として、様々な住民ニーズに対応可能な公園緑地の空間の確保等をめざします

4. 河川沿いの空間の整備計画

各ゾーンの整備方針を踏まえた、空間整備の計画案を以下に示します。

(1) 乙亥^{おとひ}・まちなかエリア

■整備方針

- ・計画地の拠点として、乙亥^{おとひ}会館の充実や商店街と一体となった空間の整備等をめざします

乙亥・まちなかエリア

■ゾーニング図



■ゾーン別事業一覧

乙亥^{おとひ}・まちなかエリアは、各ゾーンとも立地適正化計画における都市機能誘導区域内にあり、また既存商店街や乙亥会館に隣接しています。このため、都市構造再編集中事業による地域生活基盤施設として交流広場を整備することにより、都市機能の充実やにぎわいの創出を図ります。

区域	実施事業
川沿い広場ゾーン	都市構造再編集中支援事業〔地域生活基盤施設（交流広場）〕
交流広場ゾーン	〃
にぎわいデッキゾーン	〃

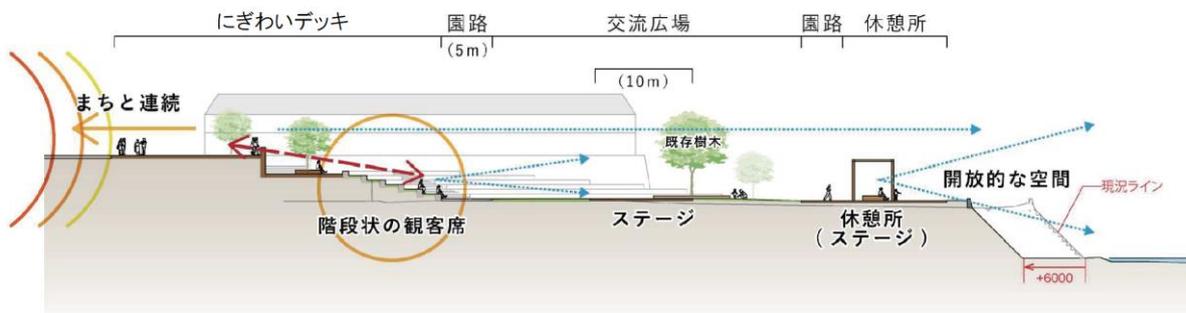
■ 計画平面図・イメージ



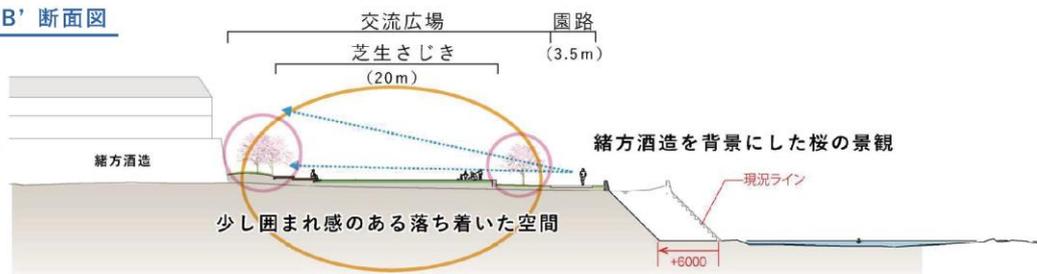
■ 計画断面図



A-A' 断面図



B-B' 断面図



■ ^{おと}乙亥・まちなかエリア整備の事業

施策・事業名	都市構造再編集中支援事業〔地域生活基盤施設（交流広場）〕						
整備方針	・計画地の拠点として、 ^{おと} 乙亥会館の充実や商店街と一体となった空間の整備等をめざす						
整備概要	・交流広場、にぎわいデッキ、休憩所（ステージ）、駐車場 等						
工程計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度以降
都市構造再編集中支援事業		→					

(2) レクリエーションエリア

■整備方針

- ・ 広い世代が集い、楽しめるスポーツの空間の形成を図るとともに、イベント時の駐車場として可能な空間の確保等をめざします

レクリエーションエリア

■ゾーニング図



■ゾーン別事業一覧

レクリエーションエリアは、立地適正化計画における都市機能誘導区域内にあるおとい・まちなかエリアに隣接しています。このためレクリエーションエリア一体は、おとい・まちなかエリアと同様に、都市構造再編集中事業による公園、道路、駐車場として整備することにより、都市機能の充実やにぎわいの創出、平成30年7月豪雨災害のあった区域の防災性の向上を図ります。

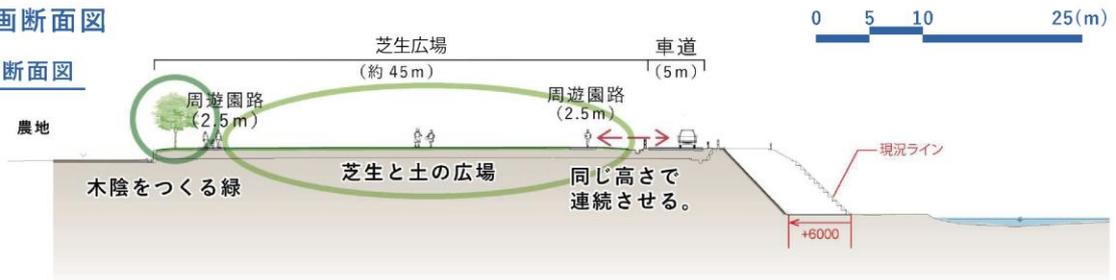
区 域	実施事業
レクリエーション公園ゾーン	都市構造再編集中支援事業 〔公園（レクリエーション公園）、道路、駐車場〕

■ 計画平面図・イメージ

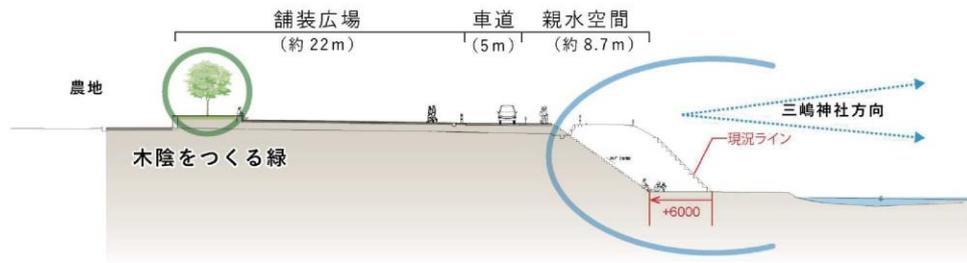


■ 計画断面図

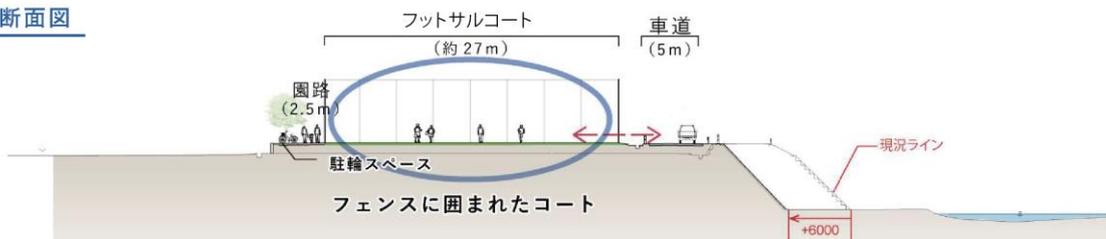
C-C' 断面図



D-D' 断面図



E-E' 断面図



■ レクリエーションエリア整備の事業一覧

施策・事業名	都市構造再編集中支援事業〔公園（レクリエーション公園）、道路、駐車場〕						
整備方針	・ 広い世代が集い、楽しめるスポーツの空間の形成を図るとともに、イベント時の駐車場として可能な空間の確保等をめざす						
整備概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ レクリエーション公園、トイレ、休憩所 等 ・ 市道山王線（拡幅整備） ・ 駐車場 						
工程計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度以降
都市構造再編集中支援事業							

(3) 自然と憩いのエリア

■整備方針

- ・ 肱川と氏宮川^{うじみや}の合流地点に親水空間の形成を図るとともに、多目的に活用できる空間の確保等をめざします

自然と憩いのエリア

■ゾーニング図



■ゾーン別事業一覧

自然と憩いのエリアは平成30年7月豪雨により、住居の被害を受けた方が多く発生しました。このため、小規模住宅地区改良事業により、不良住宅の買取・除却等を行うとともに、遊びの広場ゾーンにおける公園緑地整備及び道路整備を図ります。

また、親水ゾーンにおいては、地区のにぎわい創出を図るため、都市構造再編集中事業による地域生活基盤施設として親水広場を整備します。

さらに、防災広場ゾーン及び利活用拠点ゾーンにおいては、ヘリポートを備えた防災拠点として機能する防災広場を整備します。

区 域	実施事業
遊びの広場ゾーン	小規模住宅地区改良事業 (公園緑地・道路整備)
親水ゾーン	都市構造再編集中支援事業 [地域生活基盤施設 (親水広場)]
防災広場ゾーン、利活用拠点ゾーン	都市防災総合推進事業 (防災広場)

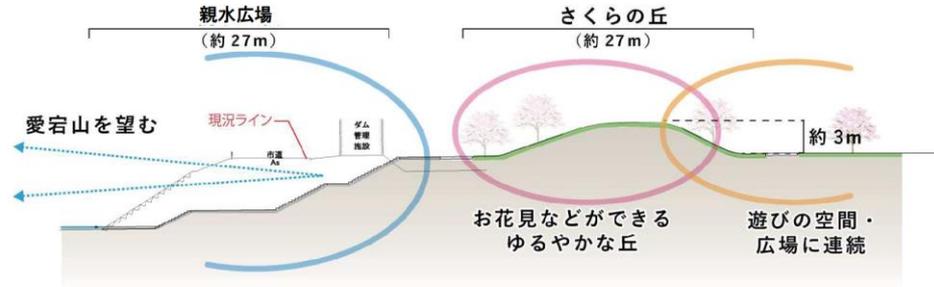
■ 計画平面図・イメージ



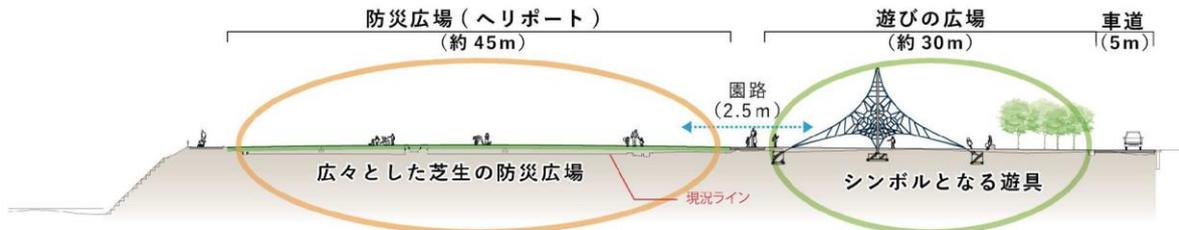
■ 計画断面図



F-F' 断面図



G-G' 断面図



■ 自然と憩いのエリア整備の事業一覧

施策・事業名	小規模住宅地区改進黨業（道路・公園緑地） 都市構造再編集中支援事業〔地域生活基盤施設（親水広場）〕 都市防災総合推進事業（防災広場）						
整備方針	・ 肱川 ^{うじみや} と氏宮川の合流地点に親水空間の形成を図るとともに、多目的に活用できる空間の確保等をめざす						
整備概要	・ 防災広場、遊具広場、親水空間、休憩所・トイレ、道路、駐車場 等						
工程計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度以降
小規模住宅地区改進黨業	→						
都市構造再編集中支援事業	→						
都市防災総合推進事業	→						

(4) 三嶋神社周辺エリア

■整備方針

- ・三嶋神社と一体となり地区の緑の拠点として、様々な住民ニーズに対応可能な公園緑地の空間の確保等をめざします

三嶋神社周辺エリア



■ゾーン別事業一覧

三嶋神社周辺エリアは平成30年7月豪雨により、住居の被害を受けた方が多く発生しました。このため、小規模住宅地区改良事業により不良住宅の買取・除却等を行うとともに、菜園ゾーン及び林の広場ゾーンにおける公園緑地整備及び道路整備を図ります。

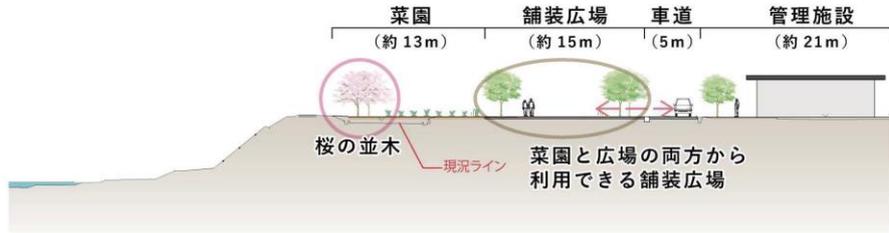
また、森の広場ゾーンにおいては、「西予市緑の基本計画」における地区のシンボルとなる緑地として位置づけられている三嶋神社と一体となり、地区の緑の拠点として居住環境の改善やにぎわいを図ります。

区 域	実施事業
菜園ゾーン	小規模住宅地区改良事業（公園緑地・道路整備）
林の広場ゾーン	〃
森の広場ゾーン	都市構造再編集集中支援事業〔地域生活基盤施設（森の広場）〕

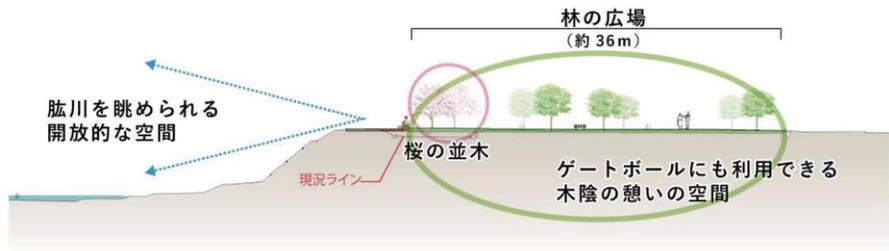
■ 計画断面図



H-H' 断面図



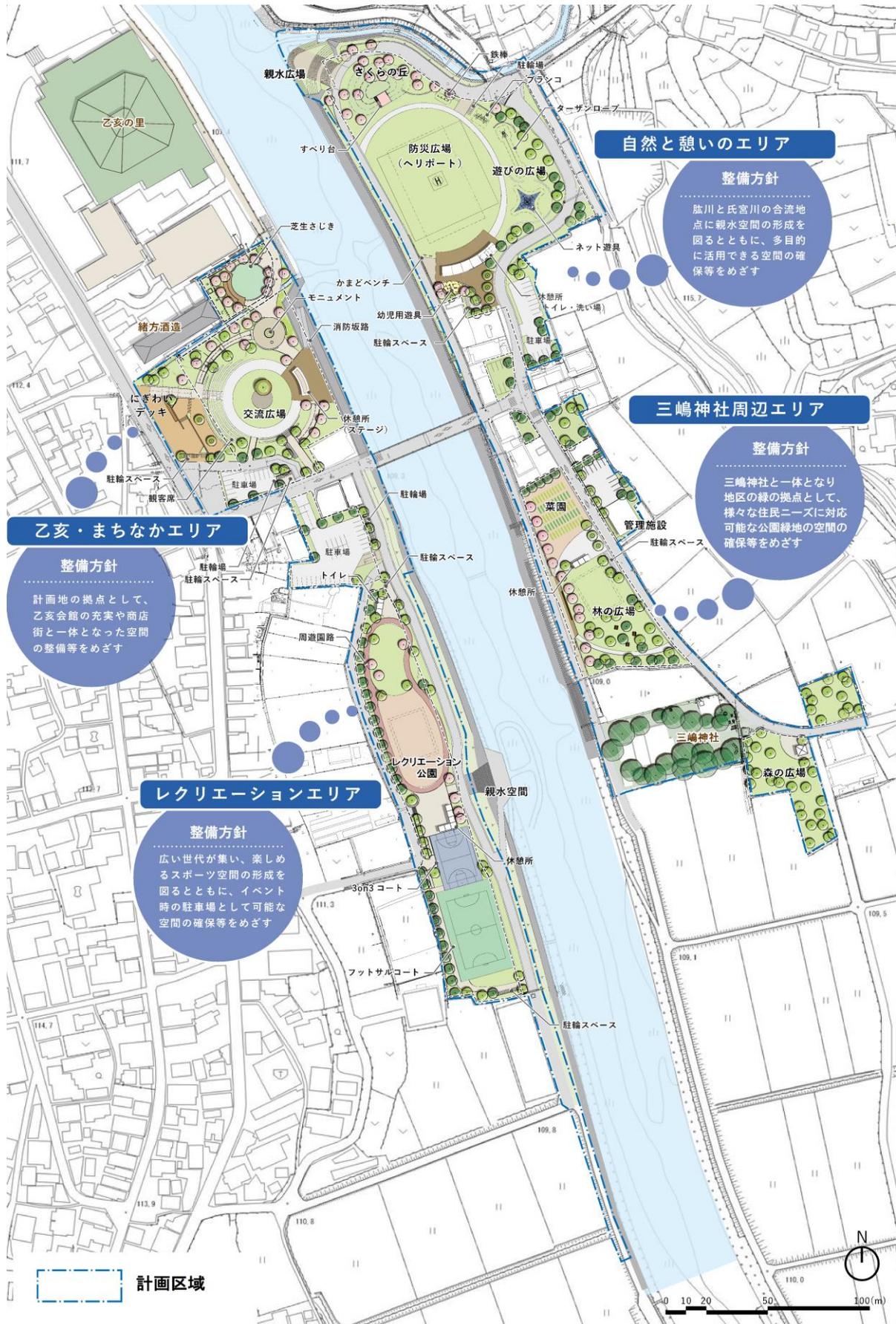
I-I' 断面図



■ 三嶋神社周辺エリア整備の事業

施策・事業名	小規模住宅地区改良事業（公園緑地・道路整備） 都市構造再編集中支援事業〔地域生活基盤施設（森の広場）〕						
整備方針	・ 三嶋神社と一体となり地区の緑の拠点として、様々な住民ニーズに対応可能な公園緑地の空間の確保等をめざす						
整備概要	・ 森の広場、林の広場、菜園、駐車場、休憩所、管理施設 等						
工程計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度以降
小規模住宅地区改良事業	→						
都市構造再編集中支援事業	→						

(5) 全体計画図



■ 事業一覧

乙亥・まちなかエリア							
施策・事業名	都市構造再編集中支援事業〔地域生活基盤施設（交流広場）〕						
整備方針	・計画地の拠点として、乙亥会館 ^{おとしい} の充実や商店街と一体となった空間の整備等をめざす						
整備概要	・交流広場、にぎわいデッキ、休憩所（ステージ）、駐車場 等						
工程計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度以降
都市構造再編集中支援事業							

レクリエーションエリア							
施策・事業名	都市構造再編集中支援事業〔公園（レクリエーション公園）、道路、駐車場〕						
整備方針	・広い世代が集い、楽しめるスポーツの空間の形成を図るとともに、イベント時の駐車場として可能な空間の確保等をめざす						
整備概要	・レクリエーション公園、トイレ、休憩所 等 ・市道山王線（拡張整備） ・駐車場						
工程計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度以降
都市構造再編集中支援事業							

自然と憩いのエリア							
施策・事業名	小規模住宅地区改良事業（道路・公園緑地） 都市構造再編集中支援事業〔地域生活基盤施設（親水広場）〕 都市防災総合推進事業（防災広場）						
整備方針	・肱川と氏宮川 ^{うじみや} の合流地点に親水空間の形成を図るとともに、多目的に活用できる空間の確保等をめざす						
整備概要	・防災広場、遊具広場、親水空間、休憩所・トイレ、道路、駐車場 等						
工程計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度以降
小規模住宅地区改良事業							
都市構造再編集中支援事業							
都市防災総合推進事業							

三嶋神社周辺エリア							
施策・事業名	小規模住宅地区改良事業（公園緑地・道路整備） 都市構造再編集中支援事業〔地域生活基盤施設（森の広場）〕						
整備方針	・三嶋神社の一体となり地区の緑の拠点として、様々な住民ニーズに対応可能な公園緑地の空間の確保等をめざす						
整備概要	・森の広場、林の広場、菜園、駐車場、休憩所、管理施設 等						
工程計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度以降
小規模住宅地区改良事業							
都市構造再編集中支援事業							

5. 維持管理・運営管理の基本方針

本河川沿い空間の整備は、復興まちづくりのシンボルとしての役割を担うものであり、市民に愛され、使いこなされながら育っていく公園づくりをめざすため、多様な主体の参画と協働による維持管理・運営管理をめざしていく必要があります。

市民ワークショップにおいても、既存の組織や団体、そして、市民ひとりひとりが関わりながら、河川沿い空間を管理していく仕組みづくりに対する、高い関心が寄せられました。また、愛媛大学や野村高校の教育フィールドや、伊予銀行などの企業 CSR 活動の展開の場としての展開も具体化しつつあり、産官学民の連携による管理運営体制像の実現可能性は高まっています。

今後も、愛媛大学社会共創学部の松村暢彦教授のコーディネートによる「のむら復興まちづくりデザインワークショップ」の継続的な展開により、具体的な試行実験なども踏まえながら、将来にわたり、河川沿い空間を管理運営を行うプラットフォームの設置をめざします。

さらに、このプラットフォームが主体となり、河川管理者の協力のもと、河川空間を活用したイベントを実施するなど、地域に愛され、使い続けられる河川及び河川沿いの空間づくりをめざします。

図 継続した話し合いの場（プラットフォーム）の例

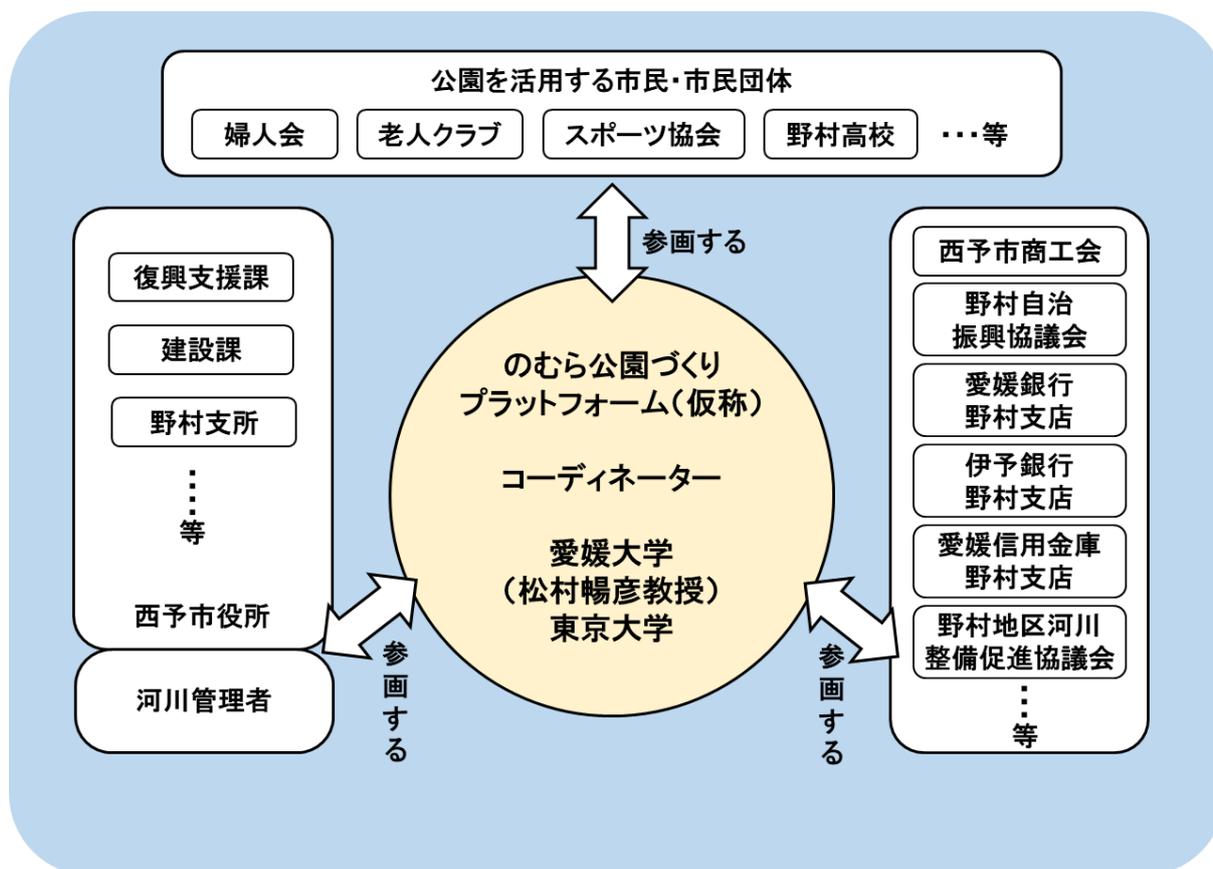


表 利活用のイメージとワークショップにおける管理運営についての主な意見

エリア	利活用のイメージ	管理・運営についての意見
乙亥・まちなかエリア	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な憩い(幼稚園からお年寄りまで) ・乙亥相撲や地域の盆踊りなどのイベントでの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント時で活用することを考えると、商工会、自治振興会、JA 青年部、婦人会との連携が考えられる。
レクリエーションエリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲートボール等の軽スポーツ、お花見等の多目的利用 ・土の広場の一部を臨時駐車場としても活用 ・小規模の大会、学校やスポーツクラブなどの利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・野村スポーツクラブに管理運営してもらってはどうか。色々な団体も所属している。 ・スポーツ大会など収益イベントを開催して、管理費を補うなどの工夫が必要。
自然と憩いのエリア	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の団体によるグラウンド・ゴルフなど ・レクリエーション利用 ・イベントとしてのバーベキューなどにも対応 ・子どもたちの遊び ・川沿いの散策や休憩 	<ul style="list-style-type: none"> ・広場などの広い場所の管理は、機械管理を考えてはどうか。
三嶋神社周辺エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・県立野村高校農業科の実習など ・農業体験や環境教育、食育等の場として、高校生、市民や小中学校の生徒等の利用 ・地域の憩い・レクリエーション利用 ・四国西予ジオパークの案内拠点としての利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・草刈りは、農業高校畜産科の実習として行ってはどうか。
全体	-	<ul style="list-style-type: none"> ・防災の日と一緒に「記念日」を制定してみんなで年1回掃除を行う。 ・環境活動の助成金を国などへ申請していく。 ・ボランティアをポイント制にするなど、継続しやすい仕組みを考える。 ・いろいろな団体に参加してもらい(仮)地域づくり活動センターがとりまとめるのはどうか。 ・「まちを庭に」…みんなで関わって、育てていく場所になるとよい。

参考

1. のむら復興まちづくりデザインワークショップ アクション編の開催経緯

	開催日	主なテーマ	出席者
第1回 ワーク ショップ	令和元年 12月18日(金)	○今回のワークショップの趣旨説明 ○河川沿い空間の基本設計に向けた提案 ○グループワーク ①左岸の空間・利活用ゾーニングについて ②右岸の空間・利活用ゾーニングについて ○グループワークの発表とまとめ	18名
第2回 ワーク ショップ	令和2年 2月16日(水)	○今回のワークショップの趣旨説明 ○河川沿い空間の基本設計検討案の説明 ○グループワーク ①現地確認 ②必要な空間とその理由について ○グループワークの発表とまとめ	30名
第3回 ワーク ショップ	令和2年 7月13日(月)	○復興事業の進捗状況と今後の事業展開について ○今回のワークショップの趣旨説明 ○河川沿い空間の基本設計検討案の説明 ○グループワーク ①計画案について ②利活用・管理運営について ○グループワークの発表とまとめ	42名
第4回 ワーク ショップ	令和2年 10月21日(水)	○野村地区肱川周辺水辺まちづくり計画(案)について ○今回のワークショップの趣旨説明 ○野村高校プロジェクトの提案 ○グループワーク ①よりよくするためのアイデア ②実現するために私・私たちができること ③どんなモノ・施設が必要になるのか ○グループワークの発表とまとめ	44名 (内見学者5名)



野村地区肱川周辺水辺まちづくり計画

令和2年11月

発行：西予市建設課